

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会  
会員制度協賛店事業実施要綱

平成 24 年 3 月 29 日  
要綱第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の行う会員制度の普及・啓発・会員加入の増進を目的とした会員制度協賛店事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員制度協賛店事業 協議会の会員が協賛店を利用した際、会員カードを提示することにより、特典を受けることができる事業をいう。
- (2) 会員カード 協議会の会員に配付される会員証をいう。
- (3) 協賛店 協議会の会員制度協賛店事業に登録し、会員カードを提示した本会会員に特典を提供する等、協議会の会員制度の普及・啓発・会員加入促進に協力する店舗等をいう。
- (4) 特典 協賛店が任意に定めた割引やおまけ等の優遇サービスをいう。
- (5) 協賛店の証 協賛店である旨や特典内容を表示するために協賛店が掲示するステッカー等をいう。

(登録、変更、解除の手続き等)

第 3 条 会員制度協賛店事業に登録を希望する店舗等は、協賛店登録申込書（様式第 1 号）により協議会に申し込むものとする。登録については無料とする。

2 協議会は申込書の内容等により審査の上、協賛店の登録を行う。必要に応じて電話調査や個別訪問により、登録を希望する店舗等の調査を行うことができる。

3 協賛店が申込書の内容を変更しようとするときは、原則としてその 1 ヶ月前までに、協賛店登録内容変更届（様式第 2 号）により、協議会に届け出るものとする。

4 協賛店が協賛店の登録を解除しようとするときは、原則としてその 1 ヶ月前までに、協賛店登録解除届（様式第 3 号）により、協議会に届け出るものとする。

(協賛店の証の交付等)

第 4 条 審査の結果、会員制度協賛店事業の協賛店として登録された店舗等に対しては、協賛店の証を交付する。また、協賛店登録申込書（様式第 1 号）に記載された登録情報は、協議会ホームページ、広報誌、パンフレットに掲載する等、市民への情報提供に使用する。

2 協賛店は、協賛店の証の取り扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。

(1) 提供する特典の内容を協賛店の証の所定位置に記載し、店舗の見やすい位置に掲示すること。ただし、店舗経営上やむを得ないと認め、会長が許可した場合においては、この限りではない。

(2) 特典の内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに協賛店の証の記載を変更すること。

(3) 協賛店の登録を解除したときは、解除の日以後、協賛店の証を掲示してはならないこと。

(登録の拒否及び取り消し)

第5条 協賛店の行う事業又は特典内容等が、次の各号に該当する場合、協賛店の登録を拒否又は取り消すことができる。

(1) この要綱またはこの要綱に基づく規定に違反するもの。

(2) 会員制度協賛店事業の実施上、支障があると認められるもの。

(3) 法令等に違反する又はそのおそれがあるもの。

(4) 公序良俗に反する又はそのおそれがあるもの。

(5) 政治性又は宗教性のあるもの。

(6) 人権侵害の事象があるもの又はそのおそれのあるもの。

(7) その他、登録しないことが適当と認められるもの。

(報告)

第6条 会長は、協賛店に対し会員制度協賛店事業において必要と認められる事項についての報告を求めることができる。

(庶務)

第7条 事業運営に係る諸事務については、地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会  
会員制度協賛店事業 行

(住所) 〒  
(店舗等名)  
(代表者名)

印

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業  
**協 賛 店 登 録 申 込 書**

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛店として登録いたします。

記

1 申込者

業種区分 <small>(いずれかに○をつけてください)</small>	スイーツ&パン	飲食店	買い物	美容&健康	その他		
店舗等の名称	(フリガナ)						
店舗所在地							
担当部署・ 担当者氏名	(フリガナ)						
電話番号				—			
FAX番号				—			
電子メール	@						
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)						
定休日							
ホームページURL	http://						

2 特典内容(社会福祉協議会の会員に対する特典を定めてください。) ※わかりやすいように簡潔にお書きください  
(他のサービス、優待特典との併用はできないルールにしてあります)

--

3 店舗等の紹介コピー及びコメント※小文字(ヤユヨ等)、空白、句読点等も1文字として数えます

キャッチコピー (25文字以内)																				
紹介コメント (90文字以内)																				

※登録内容はホームページ等で公開することがあります。公開を希望しない項目がある場合には、この欄にお書きください。

--

※協賛店としての登録は、協賛店の証の交付をもって  
登録とします。

受付年月日	受付者
年 月 日	

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会  
会員制度協賛店事業 行

(住所) 〒

(店舗等名)

(代表者名)

印

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業  
**協賛店登録内容変更届**

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業に登録されている内容を、下記のとおり変更したいので、規定により届け出ます。

記

1 登録内容変更年月日

年	月	日
---	---	---

2 登録内容(変更前)

--

3 登録内容(変更後)

--

4 担当者(変更内容を確認できる方)

氏名	
連絡先	住所
	電話

受付年月日	受付者
年 月 日	

年 月 日

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会  
会員制度協賛店事業 行

(住所) 〒

(店舗等名)

(代表者名)

印

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業  
協 賛 店 登 録 解 除 届

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業への登録を、下記のとおり解除したいので、規定により届け出ます。

記

## 1 登録解除年月日

年	月	日
---	---	---

## 2 理由

理由
----

## 3 担当者(登録解除について確認できる方)

氏名	
連絡先	住所
	電話

協賛店の登録解除にあたり、協賛店ステッカー等を店舗から取り外してください。

受付年月日	受付者
年 月 日	